

NFTで展開されるアート作品等を活用したPR業務仕様書

1 業務の目的

山梨県はこれまで、新聞や雑誌、TVなどのメディアだけでなく、ホームページやSNSを活用して地域資源のPRを行い、地域ブランド「やまなし」の価値向上や認知向上に取り組んできた。

しかしながら、急速に進むデジタル社会への変革に対応し、効果的な情報発信を行うためには、こうした新たなインターネットのあり方やインターネットユーザーのニーズに合致した、これまでにないPRの手法を模索する必要がある。

こうした状況を踏まえ、NFT（Non-Fungible Token）を利用して展開されるデジタルアート作品等を活用して、地域ブランド「やまなし」のPRを実施する。

2 業務委託名称

NFTで展開されるアート作品等を活用したPR業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

本業務は次の条件を満たす内容とする。

（1）NFTで展開されるアート作品等を活用したPRの企画・実施

NFTで展開されるアート作品等を活用して、山梨県の地域資源（歴史・文化、自然、観光資源、山梨県が推進する政策）のPRを企画し、それを実行する。

その際に、山梨県が仮想通貨を取り扱うことがないこと（提案者が取り扱うものは可）とする。

（2）広告又は拡散の企画・実施

（1）で実施する取り組みの認知を高めるために、SNSなどにおいて広告又は拡散を企画し、それを実行する。

（3）その他、本業務の目的達成のために有効な業務

本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

（1）業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
 - ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
 - ③ 業務実施責任者は、PR場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
 - ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
 - ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
 - ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
 - ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
 - ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。
- (2) 業務従事者
- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR業務を行うこと。
 - ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て受託事業者に帰属するものとするが、山梨県が広報において使用することを妨げないものとする。
- ② 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、NFTで展開されるアート作品等を活用したPR業務委託に係る企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。